

平成23年5月26日

宮崎地家裁総務課印

## 平成23年度宮崎地方・家庭裁判所委員会（第1回）における議事概要

### 1 開催日時等

日 時 5月20日（金）午後1時30分から午後3時20分まで

### 2 場 所 宮崎地方裁判所大会議室

### 3 出席者（委員別，50音順）

（地裁委員） 飯川薫，江藤利彦，小金丸和代，牧真千子，山下耕司

（家裁委員） 隈部智代，重水英次，成見幸子，羽田正治，藤本ちあき，横山伸子

（兼務委員） 上久保岩男，喜田久美子，坂井満，山本展也，渡辺登

（同席者） 大島簡裁判事，民事首席書記官，刑事首席書記官，首席家裁調査官，  
家裁首席書記官，民事部（執行係）主任書記官

（庶務担当者） 地・家裁事務局長，地・家裁総務課長，家裁総務課課長補佐，同総  
務課庶務係長

### 4 議事

(1) 開会の言葉（家裁総務課長）

(2) 新任委員紹介（委員長）

上久保委員，江藤委員，小金丸委員，牧委員，藤本委員

(3) 地裁委員会委員長代理及び家裁委員会委員長代理の指名

地裁委員会委員長代理に牧真千子委員を，家裁委員会委員長代理に成見幸子委員を  
指名した。

### 5 意見交換会

#### ・裁判所から説明

(1) 宮崎地方裁判所の民事事件の状況

(2) 宮崎簡易裁判所の民事事件の状況

(3) 不動産競売物件情報サイト（B I T）について

#### ・委員長：何かご質問はございますか。

話にありました過払金返還訴訟ですが，同訴訟の多くは，原告は被告（貸金業者）  
に取引履歴の開示を求めます。その場合，取引履歴で貸金業者は自社の利率，多く  
は出資法に基づく利率で充当計算を行っていますが，先の説明にありましてとおり，  
みなし弁済の規定が適用されないわけですので，原告は利息制限法の利率に引き直  
して計算し直すこととなります。そうすると，利率が低くなり，支払った金額のう  
ち元本に充当される金額が高くなります。また，減った元本に対して次の利率が掛  
かるので，次に支払った金額は更に元本に多く充当されます。これを繰り返すため，  
逆に元本以上に支払いを行い，払い過ぎになっているケースがあります。このよう  
に引き直し計算することで，過払金が発生していることとなりますので，訴えを提  
起して払い過ぎた金額の返還を求めていくということになります。

#### ・〇〇委員：自己破産の件数で言うと，平成22年は平成18年の件数から約半数にな

っています。数値で見ると不思議な感じですが、これは、先程の説明にあった過払金返還訴訟の増加も要因と見ることができそうですが、その辺りはどのように判断されているのか伺います。

- ・〇〇委員：お話しのとおり、過払金返還訴訟が増えたことは、破産事件の減少と関係があるように思います。長年、貸金業者と取り引きをしている方が破産申立てを考  
える場合、この方々は、長年の取り引きで過払いになるケースが多いことから、返  
過払金還訴訟を行うことで、お金が戻ることがあり、個人については破産の申立て  
まで行かないケースがあるように思われます。
- ・〇〇委員：そうすると破産を考えている人が過払金返還訴訟を提起することで救われ  
るケースも増えたと考えられるのでしょうか。
- ・〇〇委員：そのようなケースも多いと思います。
- ・委員長：弁護士会も過払金返還訴訟に取り組みられているように伺っていますが、地方  
自治体でも税金を納めてもらうために過払金返還訴訟を勧めるような取り組みがあ  
るように聞くとこです。自己破産を行わなければならない場合であっても、逆に  
過払金返還訴訟でお金が戻ってくるケースがかなりあるのでしょうか。

過払金返還訴訟は、10年以上前はほとんど行われていなかったもので、とある  
中小企業向け貸金業者の取立方法について全国的に問題視され、そこから様々な規  
制や見直しがなされ、過払金返還訴訟が行われるようになったものです。昨年の6  
月からは貸金業法と利息制限法の利率が同じとなり、いわゆるグレーゾーン金利が  
なくなったことで、いずれ過払金返還訴訟はなくなると思いますが、まだまだ、  
今までの貸付けのものからの過払金返還訴訟はあるように思われます。

- ・〇〇委員：先程、口蹄疫に関する訴訟の説明がありましたが、農家は契約に慣れない  
部分があるように感じ、口頭契約や企業と個人契約する場合でも契約の細かい部分  
に目を通さずにあとで泣き寝入りすることがあるように思うのですが、どうでしょ  
うか。
- ・〇〇委員：説明した口蹄疫に関する訴訟では、一応契約はありますし、農業とは関係  
なく、個々の訴訟の中では、もう少し契約意識を高めた方が良いのではないかと思  
うものはあります。
- ・〇〇委員：私どもが扱うなかで被害届の照会とか取り引きの照会とかがあり大変なの  
ですが、訴訟の中でも、どうしても住所の分からない方、郵便等がなかなか到達し  
ないケースも予想されますが、そういった場合、どこまでも相手を探すものなのか  
お聞かせください。
- ・〇〇委員：訴状等にある住所に住んでいる方の中には、郵便を受け取らない方もいら  
っしゃいます。そのような場合、民事訴訟法では、所在場所や就業場所を調査した  
上で書留郵便で送付することで、差出人に届いたとみなす手続があります。また、  
本当にどこに住んでいるか分からない方、住民票からも分からない、就業先も分か  
らない方には、公示送達といった手続を行えます。
- ・〇〇委員：配偶者暴力保護命令を申立てたが、同保護命令が発せられなかった場合、  
相手方の言い分が通ったことになり、更に相手方からの暴力が大きくなる可能性も  
考えられますが、そういった場合、裁判所に同保護命令が通るかを相談する窓口はあ

るのでしょうか。

- ・〇〇委員：相談と言うより，配偶者暴力保護命令申立てを受けた場合，裁判所はまずは申立てた側から話を聞いて，要件に該当しないなどとなれば，そのことを申立てた方に話すこととなります。裁判所から保護命令の申立てに関することを相手方に伝える時期はその後となります。
- ・〇〇委員：配偶者暴力保護命令というのは，裁判所が双方を呼び出し，話を聞いて命令しますが，行政においても，配偶者暴力に関し証明を発行するものがあります。これらは双方の話を聞いて発行するものでなく，被害を受けた方の申請で行うので，加害者側はこれらの証明が発行された事実を知らないことがあるのですが，これを知った加害者側から行政側に何らかの申し出がなされた場合に，行政は何らかの責任を負う可能性があるのでしょうか。
- ・委員長：詳しいことは言及できませんが，規定によって行政機関が手続を行えることになっているのであれば，法に基づいて行っている以上，個別に責任を負うことはないと思います。
- ・〇〇委員：今までは，行政手続を執って被害者側の支援措置を行い，その後に加害者側に被害者の住所が分かり訴訟手続を執られるケースはありましたが，加害者側から直接，行政側に訴訟を提起するケースは記憶していません。行政としても，こういった訴訟が提起できるとなると，手続を執ることに慎重にならざるを得ないこともあり，もちろんケース・バイ・ケースでしょうが，どのように考えられるものかお尋ねした次第です。
- ・委員長：一般論ですが，自治体などが一方的に被害者を庇うなどしていないならば，問題ないと思われます。
- ・〇〇委員：配偶者暴力保護命令手続では，和解手続は執れないのでしょうか。互いの対立が最も顕著な事件ですので，ある意味，最も和解に馴染み，有効な解決手段ではないかと考えるところでは。
- ・〇〇委員：配偶者暴力保護命令手続で和解は行えません。この事件は，女性が申し立てするケースが多いのですが，離婚を考えている方には同時に家裁に離婚調停を申立てしていただき，離婚についての話し合いの場で，調停委員を間に入れてきちんと話を進めていただくよう説明し，配偶者暴力保護命令については，個別に判断しています。
- ・〇〇委員：敷金返還請求についてお尋ねします。この訴訟については，国土交通省のガイドラインに沿って行われているものなのでしょうか。
- ・同席者：国土交通省のガイドラインも基本的な指針となっていると思います。また，本年3月に敷引特約に関する最高裁判例が出されているところです。
- ・〇〇委員：賃貸契約に借主負担が含まれていた場合や，明らかにガイドラインに反する契約になっていた場合はどうでしょうか。
- ・同席者：裁判所がその契約の有効性を判断していくこととなります。また，敷金返還請求事件は，和解で終了することも多いようです。
- ・〇〇委員：学生として都市部にいた方が宮崎に戻ってきて，後で敷金返還の問題を知ることになるケースも多いのですが，この場合，裁判は都市部で行われることにな

るのでしょうか。

- ・同席者：裁判管轄のことになりますが，宮崎で訴えを起こすこともできますが，相手方からのアパートの所在地の裁判所（賃貸借契約書に記載してあることもあります）への移送の申立てにより，移送されることもあると思います。
- ・委員長：他にご意見はございませんか。ないようですので，意見交換を終わります。

#### 5 次回予定

- ・委員長：次回の予定に移らせてもらいます。次回のテーマについてご希望等はありませんでしょうか。

本委員会は年2回開催しているところです。裁判員制度が始まる前後では，年1回は裁判員裁判を議題とさせていただきましたが，前は家事事件関係で「成年後見制度について」，今回は「民事事件の動向について」意見交換を行っており，裁判員裁判から離れて，また，裁判員裁判施行3年後の見直し時期が来ることもありますので，皆さまからの希望がなければ「裁判員裁判について」をテーマとして取り上げたいと思いますがいかがでしょうか。

- ・全員：了承
- ・次回委員会期日：平成23年11月18日（金）午後1時30分

以 上